相続アドバイザー3級 合格の秘訣

TAC

相続アドバイザー3級

1 試験概要

■試験日程 本試験:平成27年10月25日(日) 13:30~16:00 (150分)

合格発表:試験実施の約4週間後

■受験資格 特になし

■試験レベル

試験範囲は、おおむね民法・相続税法・相続に係る金融実務に大別されます。学習分野は限られてい るものの、相続関連の問題のみで50問出題されるため、問題の難易度は高いといえます。一般的に3 級と言えば、比較的取得しやすい検定試験が多いですが、相続アドバイザー3級試験は関連する他資格 の合格者にとっても難解な問題も多く、合格するにはしっかりとした試験対策が必要です。

■合格基準 100点満点で60点以上(試験委員会にて最終決定)

■受験者データ

	受験者数	合格者数	合格率(%)
平成26年 3月	9, 864	8, 876	89. 98%
平成26年10月	8, 515	2, 093	24. 59%
平成27年 3月	11, 135	3, 973	35. 68%

■出題形式		
I 四答択一式		
1. 相続の基礎知識(20問)		
相続の限定承認・放棄 遺産分割協議 調停・審判による分割	戸籍 相続に関する登記手続 相続税の課税・非課税財産 債務控除および葬式費用 相続財産の評価方法 相続税の計算 相続税申告書の提出と納税 延納・物納	
2. 相続と金融実務(15問)		
相続預金の照会 未分割時の葬儀費用の払戻要求の対応	債務の承継手続 抵当権と相続 債務保証人が死亡した場合 外国籍の人の相続対応 通帳・貸金庫等の取扱い	
預金者等の死亡確認方法(書類)と相続人への払戻方法 相続手続必要書類(相続手続依頼書・戸籍謄本・住民票	・印鑑証明書等) 等	
3. その他周辺知識 (5問)		
相続アドバイスする際のコンプライアンス 相続人の不存在 遺言信託 遺産整理業務 相続税対策	個人事業主の事業承継対策 異例扱い 専門家とのネットワーク連携 生前対策(成年後見制度)	等
Ⅱ 事例付四答択一式(10問)		
上記Iの範囲での事例問題 5事例 10 問		

2 合格の秘訣

各分野ごとに得点戦略を立てましょう。下記を目安に学習すると効率よく合格を目指せます。合格 基準は60%になりますが、ギリギリで合格しても実際の相続において役立つ場面は多くないと思わ れます。試験実施団体による表彰制度もありますので、高得点合格を目指してください。

相続の基礎知識

20問程度の出題になりますが、民法と相続税法を中心に出題されます。初めて学習される方は、相続の基本となりますので、時間をかけて正確な理解を心掛けましょう。FPなどの他資格合格者にとっては学習しやすい分野ではあるものの、出題レベルは高くなるので手を抜くことはできません。

・相続と金融実務

15問程度の出題になりますが、判例をもとにした正誤判定問題が中心になります。金融機関に従事されている方以外は、なじみのない論点になりますが、他の資格では学ぶことが難しく、かつ実際の相続において非常に役立つ論点です。

その他周辺知識

一般常識や倫理的な問題も含まれ、比較的点数の取りやすい分野です。出題数は少ないですが、得点源にしたい分野です。

• 事例付四答択一式

出題形式が事例形式になりますが、ベースとなる知識は同じです。特に相続の基礎知識と金融 実務の応用問題が中心となりますので、テキストの理解とともに問題演習が大切です。

3 本試験出題例

[問題1] 遺贈に関する記述について、適切でないものは次のうちどれですか。

- (1) 包括遺贈の場合、遺産とともに被相続人の有した債務も承継される。
- (2) 包括遺贈の場合、自然人のみならず法人も包括受遺者になることができる。
- (3) 特定遺贈を放棄する場合、自己のために遺贈があったことを知った時から3ヵ月以内に遺贈の放棄をしなければならない。
- (4) 負担付遺贈の場合,受遺者は遺贈の目的物の価額を超えてまで負担した義務を履行する必要はない。

[問題2] 婚外子の調査に関する記述について、誤っているものは次のうちどれですか。

- (1) 婚外子は、母の氏を称し母親の戸籍に入るが、父親に認知されたとしても、ただちに父親の戸籍に入ることはない。
- (2) 母とその婚外子との間の親子関係は、分娩の事実により当然に発生するが、実務上、母の認知がなければ親子関係は認められない。
- (3) 父親が認知した場合は、父親の戸籍にその旨が記載され、子の戸籍にも父親が認知した旨が記載される。
- (4) 父親が認知前に死亡した場合、父死亡の日から3年を経過するまでは、検察官を相手方として認知の訴えを提起することができる。

[問題3] 共同相続人の1人に連絡がつかない場合の相続預金の払戻し等に関する記述について、適切でないものはいくつありますか。

- ② 連絡がつかない共同相続人の1人について、生死が5年間明らかでないときは、家庭裁判所への 請求により失踪宣告を受けることができる。
- ⑤ 連絡がつく共同相続人の法定相続分のみであれば、遺産分割協議前の払戻しに応じることができる。
- ② 生死が不明で連絡がつかいない相続人のための不在者財産管理人が相続預金の遺産分割協議に参加するためには、家庭裁判所から別途「権限外行為許可」を得る必要がある。
- ① 遺産分割協議は、相続人の多数決で成立させることができる。
- (1) 1つ
- (2) 2 9
- (3) 3 >
- (4) すべて適切でない

[問題4] 被相続人が貸金庫取引をしていた場合、その貸金庫について相続人等からの開扉請求に関する記述について、誤っているものは次のうちどれですか。

- (1) 被相続人が契約していた貸金庫内の収納品は、遺産分割が終了するまで共同相続人全員の共有財産となる。
- (2) 遺言執行者がその権限により開扉請求をした場合でも、相続人全員の同意がなければ金融機関は開扉請求に応ずることはできない。
- (3) 貸金庫の開扉について共同相続人の一部の同意が得られない場合は、公証人の立会いにより開扉請求に 応ずることができる。
- (4) 相続開始前に開扉手続について代理人届が出ていても、被相続人の死亡により代理権は消滅する。

[問題5] 相続手続における各種書類の提出に関する記述について、誤っているものは次のうちどれですか。

- (1) 日本年金機構に住民票コードを収録ずみの老齢厚生年金の受給者が死亡した場合,死亡届の提出は原則として不要である。
- (2) 国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者が死亡した場合,葬祭費の申請期間は,葬祭(葬儀) を行った日の翌日から2年間である。
- (3) 青色申告の承認を受けていた被相続人の事業を相続により承継した場合は、原則として、死亡の日の翌年3月15日までに青色申告承認申請書を提出する必要がある。
- (4) 被相続人が年の途中に死亡した場合において、その年の所得税の申告が必要な場合、相続人は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月以内に、被相続人の死亡の日までに確定した所得金額および税額を計算して申告・納税をしなければならない。

解答:問題1(3)問題2(2)問題3(2)問題4(2)問題5(3)